

愛媛県事業承継・引継ぎ支援センター事業
事業承継に係る企業等実態調査業務委託 企画提案仕様書

本仕様書は、公益財団法人えひめ産業振興財団 愛媛県事業承継・引継ぎ支援センター（以下「センター」という）が行う、事業承継に係る企業等実態調査業務（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

1 業務名

事業承継に係る企業等実態調査業務

2 目的

本業務は、センターが行う事業承継・引継ぎ支援事業において、県内企業の円滑な事業承継支援を進めていく上で効果的な施策を検討するため、県内企業経営者の事業承継の現状や意識等を調査し、課題や求められる事業承継支援ニーズを把握することを目的として実施するものである。

また、事業承継における地域特性について整理するため、地域（東予・中予・南予）毎の地場産業における特徴や地域特性（主要な産業・業種別の代表者の年齢構成など）について分析を行い、事業承継の必要性を地域特性に合わせて地域に訴求していくことを目的として実施するものである。

3 調査対象者

本調査の対象者は、愛媛県内の中小事業者・小規模事業者（以下「対象者」という。）とする。
なお、中小企業者・小規模事業者の定義については中小企業庁の定義に準ずるものとする。

参考URL：『中小企業の定義に関するよくある質問 | 中小企業庁』
(https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.html)

- (1) 対象者の売上高は50,000千円～300,000千円未満とする。
- (2) 対象者の代表者年齢は55歳以上とする。
- (3) 対象者の業種は日本標準産業分類に基づく下記に掲げる業種を除くものとする。また、法人格を有する団体のうち、会社以外の法人を除くものとする。

① 日本標準産業分類

A農業、林業

B漁業

C鉱業、砕石業、砂利採取業

E製造業の中分類17石油製品・石炭製品製造業、小分類313船舶製造・修理業、船用機関製造業

F電気・ガス・熱供給・水道業

Hの中分類49郵便業

J金融業、保険業

0教育、学習支援業の中分類81学校教育

P医療、福祉

Q複合サービス事業

S公務

② 会社以外の法人（医療法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、独立行政法人、一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人、公益社団法人、NPO法人など）

4 実施概要

主な業務は次のとおり実施するものとする。

(1) 調査票作成業務

ア 調査票等の印刷

本調査に係る次の用品を、必要分印刷すること。（※センターチラシは印刷不要）

- ①調査協力依頼文書（文面データはセンターから提供）A 4、1 ページ
- ②往信用封筒（角 2）（※表面に四国経済産業局及びセンターのロゴを印字すること）
- ③調査票
- ④返信用封筒（長 3、透明なものは不可。料金受取人払とし、その手続きは受託者が行うこと。）
- ⑤愛媛県事業承継・引継ぎ支援センターチラシ（センターから原本を提供、A 4 両面）

イ 発送作業

調査協力依頼文書、調査票、愛媛県事業承継・引継ぎ支援センターチラシ、返信用封筒を各 1 部ずつ発送すること。

ウ 調査の実施、結果の取りまとめ

受託者は調査を行い、回収した調査結果について取りまとめを行うこと。（ただし、調査内容について①面談希望先、②関心あり先の集計は行うものとする。）回答内容について質問があった場合は、受託者が回答者に電話で確認すること。

エ 調査結果の取りまとめと報告

業務完了後、業務実績報告書をセンターに提出すること。

(2) 成果品の提出

ア 提出成果品

- ①発送書類一式 1 部
- ②調査結果や集計結果を保存した CD-ROM(Excel) 1 枚
- ③業務報告書 1 部（地域毎の地場産業における特徴や地域特性などの分析を含む）

イ 納品場所

公益財団法人えひめ産業振興財団
愛媛県事業承継・引継ぎ支援センター

5 委託料上限額

委託上限金額を5,500,000円（消費税額、地方消費税額及び当業務に係る一切の経費を含む。）とする。

6 委託期間

契約締結の日から令和 6 年 1 1 月 8 日までとする。

7 事業の変更・中止

- (1) 事業内容については、委託候補先決定後、公益財団法人えひめ産業振興財団（以下「財団」という）と受託者が協議を行い、内容、仕様及び委託料の詳細を決定する。その際、提出された企画提案書や事業実施計画書と異なる内容に決定する場合がある。
- (2) 契約書、仕様書及び事業実施計画書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、決定することとする。

8 個人情報の取扱い

- (1) 個人情報の収集や利用、管理については「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）及び「公益財団法人えひめ産業振興財団個人情報保護要綱」（平成30年10月1日制定）に則り、適正に個人情報を取り扱うものとする。
- (2) 個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、財団が必要と認める範囲内で収集すること。
- (3) 収集した個人情報を本事業の目的以外の目的で利用したり、他の者に提供したりしないこと。
- (4) 個人情報の取扱者を限定するとともに、業務を行う中で知りえた情報を他のものに知らせ、または不当な目的に利用することがないように徹底する。
- (5) 収集した個人情報は、漏えい、滅失、棄損等を防止するなど、安全確保の措置を講ずること。
- (6) 保有する必要のなくなった個人情報については、確実かつ速やかに破棄または消去すること。

9 その他事項

- (1) 今回の業務委託により制作される成果物の著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は財団に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、当初は、権利留保分についての当該権利を、使用期限の定めなく無償で非独占的に使用できるものとする。
- (2) 成果物は、財団が自由に二次使用（加工、ホームページへの掲載等）できるものとする。
- (3) 受託者の記述が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については、受託者が負うものとする。
- (4) 受託者は本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、財団の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5) 特定された受託者は、本件業務を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ財団の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (6) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、財団と打合せを行い、誠意をもって業務を遂行すること。
- (7) 業務の遂行にあたり、第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。なお、トラブルについては直ちに財団へ報告すること。
- (8) 本仕様書に記載のない事項または本仕様書に疑義が生じた場合は、財団および受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (9) 財団は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、受託した金額の範囲内において仕様書の変更に応じること。本業務仕様書に定めのない事項については、財団と協議の上決定するものとする。

以上